事業番号

292

								事業街場		292	
						事業	レピューシ	<u>'</u>	<u>(国</u>	土交通省)	
*	業名	ひき逃げ事故 の支払	<b>枚等による被害者</b>	に対する保障金	金 <b>担当部局庁</b>		自動車局			作成責任者	
	開始・ 7定)年度	昭和30年度		ŧ	担当課室		安全政策課保障制度参事官室		室	参事官 八木 一夫	
会	H区分		自動車安全特別 (保障勘定)		施策	名	5(17	7)自動車事故の被	捜害者の救	の救済を図る	
(具	根拠法令 (具体的な 条項も記載) 自動車損害賠償保障法第72 第77条			72条、第76条、	関係する通知						
(目)	の目的 旨す姿を こ。3行程 以内)	ひき逃げや無 する。	無保険車による事故	<b>女のために自賠責</b>	保険の救済が	受けられ	ない被害者につい	<b>いて、効率的かつ</b> 迂	<b>.</b> 速な国から	の救済手続きを実現	
(5行	<b>養概要</b> テ程度以 別添可)	償保障事業と	して保障金の支払	ハを実施している。	そして、当該事	事業の実	<b>薬施に際し、損害の</b>	てん補額の支払の	請求の受理	補する自動車損害賠 & てん補すべき損害 会社又は組合に委託	
実加	<b>実施方法</b> 直接実施		業務	<b>3</b> 委託等	補助		貸付	その他			
				20年度	21年度		22年度	23年原	度	24年度要求	
		予 当	初予算	5,916	4	,658	4,2	99	4,147	4,131	
平.1	在 表面 。		正予算	-		-		-			
執	算額・		越し等	-		-		-	-		
(単位	:百万円)		計	5,916	4	,658	4,2	99	4,147	4,131	
		執行額		3,845		3,943	3,6				
		執行率	,	65.0		84.7		5.0		. 目標値	
c# 88 6	- <del> </del>	ひき氷げ竿	成果指標	白腔害保険の数	7	単位	20年度	21年度	22年度	(年度)	
成身	目標及び <b>限実績</b> (トカム)	済が受けられ	いない被害者に対	厚故のために自賠責保険の救 ハ被害者に対する救済制度で なび成果実績(アウトカム)を気							
()	,,,,,	めて実施するという性質のものではない。			達成度	%					
		活動指標  ひき逃げ等の事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者に対する救済制度であり、活動指標及び活動実績(アウトブット)を定めて実施するという性質のものではない。				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	指標及び 助実績										
	い 美蔵 トプット)										
		の(実施する	るという性質のも(	りではない。	<b>み</b> )				(	) ( )	
	!当たり Iスト	(円/			ひき逃げ等の事故のために自賠責保険の救済が受けられな者に対する救済制度であり、成果目標や活動指標を定めて実施 算出根拠 算出根拠						
	ŧ		23年度当初予算	24年度要求			=				
平成	保障金		3,332		7 当該年度における保障金の支払見込等を踏まえた要求額としているため。					   いるため。	
2 3	保障業	務委託費	814	803	,						
•	払	<b>戻金</b>	1	1	]						
2 4 Æ											
年度予											
算内											
訳		<b>-</b> 1	4,147		_						
		計		4,131							

	評 価	事業所管部局による点検 項 目	
目的・予算の		広〈国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
		国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
		不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
の	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
使途費	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
目・		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実		他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
実	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
遺、	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
成果実績		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	

【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き滞りなく適切に業務を行っているところである。

## 予算監視・効率化チームの所見

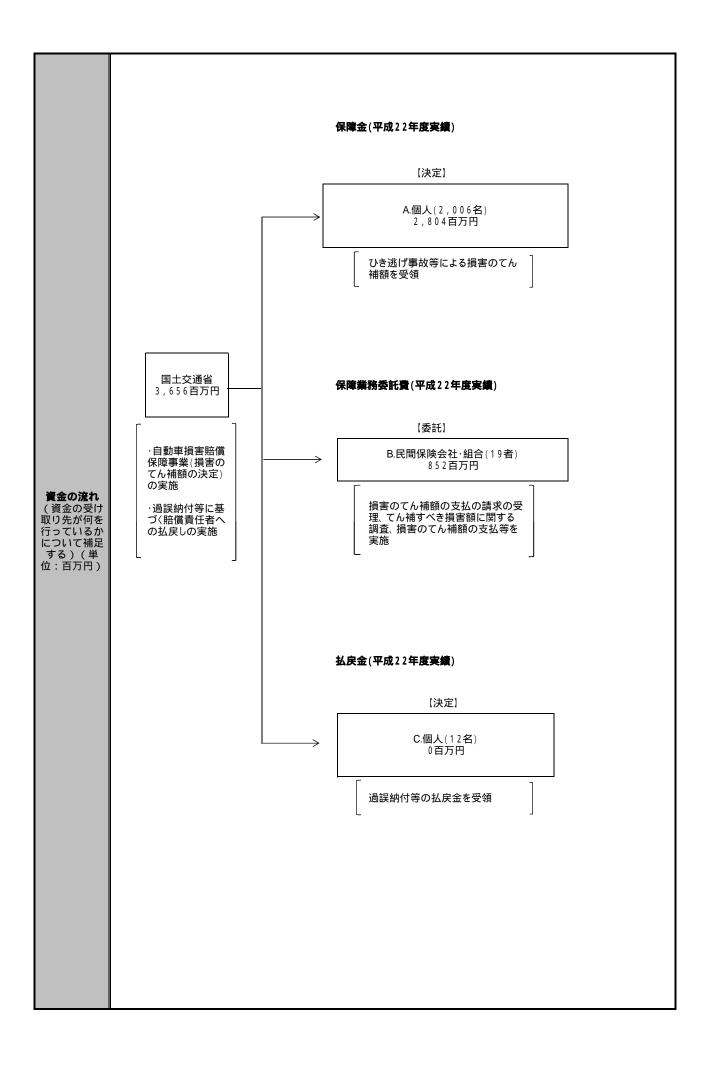
現状通り

引き続き、滞りなく適切に事業を行うこと。

## 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)

所要額を精査し、引き続き真に必要な額を要求した。

**補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)**平成22年度の「事業仕分け」において、保障業務委託費については、「委託費の縮減を努力されたい」との指摘があった。なお、この指摘を踏まえて、実際の業務量に応じた単価設定等による委託費の縮減に向けた検討を行っており、試行的に平成23年度委託費の積算方法を一部見直し、平成24年度委託費(予算要求)でも見直しを行っているところである。



	A.個人ア			E.				
	費目	使途	金額 (百万円)	費 目 使 途		金額		
	保障金	事故による損害のてん補	(自万円) 40			(百万円)		
	F1414-332	3.13(1-0.10)						
	<u> </u>							
	計		40	計	_	0		
		B.東京海上日動火災保険株式会社 T	金 額		F.	金 額		
	費目	使 途	(百万円)	費目	使 途	(百万円)		
	業務費	請求受付及び支払業務に関する 経費(通信費、物件費等)	191					
	人件費	請求受付及び支払業務	13					
費目·使途								
(「資金の流れ」 においてブロッ								
クごとに最大の 金額が支出され								
ている者について記載する。費								
目と使途の双方								
で実情が分かる ように記載)								
	計		204	計		0		
	C.個人サ			G.				
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	払戻金	過誤納付等の払戻し	0			(П/)11)		
	計		0	計		0		
	п	D.	0	п	Н.			
	費目	使途	金額(百万円)	費目	使途	金額(百万円)		
	具口	区 巡	(百万円)	具口	区 巡	(百万円)		
	計		0	計		0		

## 支出先上位10者リスト

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人ア	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
2	個人イ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
3	個人ウ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
4	個人工	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
5	個人オ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
6	個人カ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
7	個人キ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
8	個人ク	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	34		
9	個人ケ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	31		
10	個人コ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	31		

支 出 額 業務概要 入札者数 落札率 支出先 (百万円) 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 東京海上日動火災保険株式会社 204 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 株式会社損害保険ジャパン 154 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 三井住友海上火災保険株式会社 144 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 138 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 日本興亜損害保険株式会社 74 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 全国共済農業協同組合連合会 39 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 富士火災海上保険株式会社 36 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 全国労働者共済生活協同組合連合会 17 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 9 日新火災海上保険株式会社 16 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払 自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の 共栄火災海上保険株式会社 11 10 受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払

支 出 額 (百万円) 支出先 業務概要 入札者数 落札率 個人サ 過誤納付等の払戻金を受領 0 個人シ 過誤納付等の払戻金を受領 0 0 個人ス 過誤納付等の払戻金を受領 個人セ 過誤納付等の払戻金を受領 0 5 個人ソ 過誤納付等の払戻金を受領 0 個人タ 過誤納付等の払戻金を受領 0 個人チ 過誤納付等の払戻金を受領 0 8 個人ツ 過誤納付等の払戻金を受領 0 9 個人テ 過誤納付等の払戻金を受領 0 10 個人ト 過誤納付等の払戻金を受領 0